

病院等で受診した際の窓口負担割合は、前年の所得に応じて1割または3割となります。

3割負担の方で、申請により負担割合が1割に変更できる方には、6月に「基準収入額適用申請書」を送付しましたので、必要事項

医療機関の窓口で支払う一部負担金の割合

後期高齢者医療被保険者証の例

後期高齢者医療被保険者証 有効期限 令和2年 7月31日

被保険者番号 12345678

住所 山武郡横芝光町 ●●●●●●●●●● 番地

氏名 ●●●●●●●●●● 性別 ●

生年月日 昭和●●年●●月●●日

資格取得年月日 平成●●年●●月●●日

発効期日 平成●●年●●月●●日

交付年月日 令和元年 8月 1日

一部負担金の割合 1割

被保険者番号 ●●●●●●●●●●

被保険者名 千葉県後期高齢者医療広域連合 印

▶ 薄い青色

後期高齢者医療制度

できるため、認定証は不要です。(「現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ」「低所得者Ⅰ・Ⅱ」の方は必要です。)

現在、認定証が交付されている方で、今年度も低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方には、被保険者証と新しい認定証が郵送されます。

なお、申請月により同封されていない場合がありますので、同封されていない方は、住民課国保年金班へお問い合わせください。

※低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方で、新たに認定証の

限度額適用・標準負担額減額認定証

低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方は、病院等での窓口負担の上限が低く抑えられ、入院時の食事や居住費が軽減されます。

本人確認ができる証明書(マイナンバーカード・運転免許証など)

印かん

▼手続きに必要なもの

被保険者証の再発行

被保険者証を紛失したり、誤って破いてしまったときは、被保険者証を再発行することができます。

▼手続きに必要なもの

本人確認ができる証明書(マイナンバーカード・運転免許証など)

印かん

一部負担金割合 (病院・薬局などの窓口で支払う割合)

義務教育就学前の方	2割負担
義務教育就学以上70歳未満の方	3割負担
70歳以上75歳未満の方	2割負担
現役並み所得者	3割負担
75歳以上の方	1割負担
現役並み所得者	3割負担

交付を希望する方は、住民課国保年金班へ申請してください。

※認定証は、申請日の月の初日から有効です。

※3割負担の方のうち、一定の基準を満たす方についても、申請により限度額適用証が発行できます。

▼手続きに必要なもの

後期高齢者医療被保険者証

印かん

所得区分表

		国民健康保険	後期高齢者医療制度
		70歳以上75歳未満の方	75歳以上の方
所得区分		条件	
現役並み所得者	Ⅲ	同じ世帯に、住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国民健康保険の被保険者がいる方	住民税課税所得が145万円以上の被保険者及びその方と同じ世帯にいる被保険者
	Ⅱ		
	Ⅰ		
一般		現役並み所得者、低所得者Ⅰ・Ⅱ以外の方	現役並み所得者、低所得者Ⅰ・Ⅱ以外の方
低所得者Ⅱ		同じ世帯の世帯主と国民健康保険の被保険者が住民税非課税の方(低所得者Ⅰ以外の方)	世帯全員が住民税非課税となる被保険者(低所得者Ⅰ以外の方)
低所得者Ⅰ		同じ世帯の世帯主と国民健康保険の被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる方	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる被保険者 世帯全員が住民税非課税であり、かつ、被保険者本人が老齢福祉年金を受給していること